

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 国頭村移住支援金交付要綱の規定に基づき、国頭村移住支援金に関する報告等及び立入調査について、国頭村から求められた場合には、それに応じます。

- 2 国頭村移住支援金交付要綱の規定に基づき、次の場合には、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から3年未満に本村から転出した場合：全額
 - （3）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - （4）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - （5）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本村から転出した場合：半額